

調達要求番号 :

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|-----------|------------------|--------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | | |
| 油圧ショベル | | | GE-A380021AL |
| | 作 成 | 昭和 47 年 5 月 24 日 | |
| | 変 更 | 令和 6 年 7 月 17 日 | |
| | 作成部隊等名 | 補給統制本部 施設部 | |

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の油圧ショベル（以下、“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS A 8403-1及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1**市販品**

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2**カタログ**

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

| | |
|--------------|--------------------------|
| JIS A 8403-1 | 土工機械－油圧ショベル－第1部：用語及び仕様項目 |
| JIS A 8919 | 土工機械－操縦装置 |
| JIS P 0138 | 紙加工仕上寸法 |
| NDS Z 8011 | 角形銘板 |

b) 仕様書

| | |
|----------------|----------------------------|
| DSP K 5218 | 鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） |
| GE-D230037 | 大型セミトレー |
| GE-Z421018 | 粉末消火器 |
| GLT-CG-Z000001 | 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書 |

c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）

2 一般的事項

一般的な事項は、次による。

- a) この器材は、 “特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律” 及び “特定特殊自動車排出ガスの規制等について必要な事項を定める告示” に適合しなければならない。
- b) この器材は、 **G E - D 2 3 0 0 3 7** の種類Cタイプで、 輸送可能な製品とする。
- c) この仕様書に規定していない事項は、 製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、 調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、 調達品目表による。

3.3 外観

外観は、 割れ、 きず、 まくれ、 さび、 その他使用上の欠陥があつてはならない。

3.4 塗装

塗装は、 次による。細部は、 承認図面等による。

- a) 塗装は、 十分な防せい処理をし、 下塗り塗装を行った後に上塗り塗装を2回以上行う。
- b) 上塗り塗装は、 **D S P K 5 2 1 8** の色番号2314（OD色 7. 5Y 3/1）又は同等以上の無鉛塗料（OD色）とする。
- c) 給油脂部は、 赤表示をする。
- d) 走行フレーム両側部に白で重心位置を表示し、 両端に消滅しないよう刻印する。
- e) **表2**による附属品の塗装は、 器材に準ずる。

3.5 製品の表示

製品の表示は、 調達要領指定書によって指定する場合を除き、 **G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1** の2.3及び**図2のc)**によるほか、 次による。細部は、 承認図面による。

- a) 器材本体には、 **N D S Z 8 0 1 1** に示す1種銘板及び2種銘板を取り付ける。必要箇所に3種銘板を取り付けるほか、 操作、 安全などに関する表示、 標識などは、 日本語又は英語によって表示する。
- b) 器材本体に器材番号及び“自衛隊の使用する自動車の番号、 標識及び保安検査に関する達”に基づく陸上自衛隊標識を表示する。
- c) 附属品箱及び予備品箱には、 物品管理区分標識及び品名を表示するとともに、 直の内面に4種銘板を取り付ける。
- d) **表2**による附属品には、 **N D S Z 8 0 1 1** に示す1種銘板を取り付ける。

4 品質保証

監督及び検査は、 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、 調達要領指定書によって指定する場合を除き、 商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、 調達要領指定書によって指定する場合を除き、 商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、次による。細部は、承認図面による。

- a) アタッチメントは、**表2**によるほか、過去に納入した実績がある場合は、納入した油圧ショベルと互換性をもつ取付け用ブッシュなどの取付け用金具一式を含むものとし、調達要領指定書によって指定する。

表2-附属品（アタッチメント）

| 番号 | 品名 | 数量 | 規定 | |
|----|----------------|----|----------------|---|
| 1 | ロックブレーカ | a) | 作業方式及び 作業性能 | ガス併用式で垂直打撃及び水平打撃を可能とする。 |
| | | | 全長（本体） | 2 400 mm以下 |
| | | | 質量 | 1 800 kg以下 |
| | | | 打撃数 | 400 bpm以上 |
| | | | 打撃力 | 2 950 N以上 |
| | | | 使用油圧 | 18 MPa以下 |
| | | | 所要油量 | 250 L/min以下 |
| 2 | バイブルハシマ | a) | 作業方式及び 作業性能 | 油圧式振ぐい（杭）打ち抜き機とし、6 m以下の 鋼矢板、H型鋼、丸太杭の植杭及びH型鋼の斜め打 ち（10°以上）を可能とする。 |
| | | | 全長 | 1 800 mm以下 |
| | | | 質量 | 1 400 kg以下 |
| | | | 振動数 | 2 000 cpm以上 |
| | | | 起振力 | 9 t以上 |
| | | | 使用油圧 | 20 MPa以下 |
| | | | 所要油量 | 250 L/min以下 |
| | | | 分解用工具 | 製造者が規定する工具一式とする。 |
| 3 | ツインヘッダ | a) | 作業方式及び 作業性能 | a) 油圧式切削ドラム回転式 b) 掘削幅1 m以上 c) 一軸圧縮強度は、38 MPa以上とする。 |
| | | | 質量 | 1 600 kg以下 |
| | | | ドラム回転数 | 油量220 L/minのとき、70 min⁻¹以上 とする。 |
| | | | 使用油圧 | 32 MPa以下 |
| | | | 所要油量 | 250 L/min以下 |
| | | | 全長 | 2 000 mm以上 |
| 4 | のり（法）面バ ケット | a) | 全幅 | 1 000 mm以上 |
| | | | 質量 | 1 000 kg以下 |

表2-附属品（アタッチメント）（続き）

| 番号 | 品名 | 数量 | 規定 | |
|----|------------------|----|--------|--|
| 5 | 鉄骨切断機 | a) | 質量 | 2 500 kg以下 |
| | | | 開口幅 | 550 mm以上 |
| | | | 破碎力先端 | 1 200 kN以上 |
| | | | 破碎力中央 | 1 900 kN以上 |
| | | | 使用油圧 | 32 MPa以下 |
| | | | 所要油量 | 280 L/m in以下 |
| 6 | 油圧グラップル | a) | 質量 | 1 360 kg以下 |
| | | | 開口幅 | 2 050 mm以上 |
| | | | つめ（爪）幅 | 700 mm以上 |
| | | | 使用油圧 | 32 MPa以下 |
| 7 | 油圧グラップル (回転式) | a) | 質量 | 1 900 kg以下 |
| | | | 開口幅 | 2 100 mm以上 |
| | | | つめ（爪）幅 | 750 mm以上 |
| | | | 使用油圧 | 36 MPa以下 |
| | | | 旋回角度 | 360° |
| 8 | スケルトンバケット | a) | ふるい目寸法 | 調達要領指定書によって指定する場合を除き、横幅100 mm×縦幅150 mmとする。 |
| 9 | ロータリーブッシュカッター | a) | 刈幅 | 1 400 mm以上 |
| | | | 刈取可能径 | φ 150 mm以上 |
| | | | 質量 | 1 200 kg以下 |

注^{a)} 数量は、調達要領指定書によって指定する。

b) その他の附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3-附属品（その他）

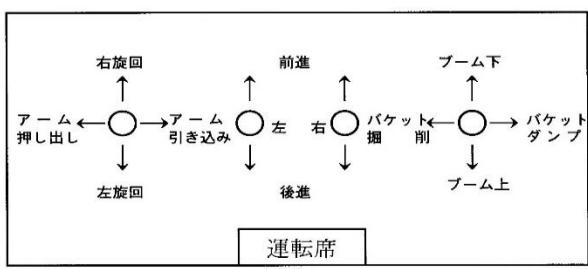
| 番号 | 品名 | 数量 | 規定 |
|----|------------|----|---|
| 1 | 操作要領簡易切替装置 | 1 | J I S A 8 9 1 9 の箇条5による操作レバーと次に示す操作レバーの油圧配管を、短時間で容易に切替え可能とする。  |
| 2 | 標準附属工具 | 一式 | 製造者が規定する標準附属工具とする。 |
| 3 | グリースガン | 1 | レバー式手詰め・カートリッジ兼用とする。 |
| 4 | 消火器 | 1 | G E - Z 4 2 1 0 1 8 の粉末消火器・A B C ・ 1 . 8 kg ・自動車用（銘板は、不要）を運転室内に装着する。 |
| 5 | 給油表 | 1 | 製造者が規定する仕様及び社内規格による。 |

表3-附属品（その他）（続き）

| 番号 | 品名 | 数量 | 規定 |
|----|--------|----|---|
| 6 | 附属品明細表 | 1 | 大きさは、JIS P 0138のA4とし、プラスチックフィルムケースに入れるか、又はラミネート加工とする。 |
| 7 | 附属品箱 | 1 | a) 鋼板製とし、内部に適当な間仕切りを設け、施錠（錠前を取り付ける。）可能とする。 b) 番号2、番号3、番号5及び番号6を収納する。 |

6.2 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表4**による。細部は、承認図面による。

表4-予備品

| 番号 | 品名 | 数量 | 規定 |
|----|------------------|---------------|--|
| 1 | 電球 ^{a)} | 一式 | 前照灯は、2個、前照灯以外は、灯火装着数の半数とする。（端数1未満は、切捨て）ただし、装着数が1個の場合は、1個とする。 |
| 2 | ヒューズ | 一式 | 装着数の半数とする。（端数1未満は、切捨て）ただし、装着数が1個の場合は、1個、上限5個とする。 |
| 3 | グローブラグ | 3 | ガスケット付き（必要機種だけとする。） |
| 4 | 予備品箱 | 1 | a) 鋼板製とし、内部に適当な間仕切りを設け、施錠（錠前を取り付ける。）可能とする。 b) 番号2及び番号3を収納する。ただし、ヒューズボックスを別に設けている場合は、番号3を除く。 |
| 5 | 通常履帶 | ^{b)} | 1台分 |

注^{a)} 灯火類がLEDの場合は、除く。

注^{b)} 数量は、調達要領指定書によって指定する。

6.3 追加配管類

追加配管類は、**表5**とし、**表2**の附属品のアタッチメント（それぞれ既存のものを含む。）を装着し、使用可能な共用配管とする。ただし、油圧グラップル（回転式）用の追加配管を要する場合は、調達要領指定書によって指定する。細部は、承認図面による。

表5-追加配管類

| 項目 | 規定 |
|-------|---|
| 追加配管類 | a) 配管先端部金具は、本体側をオス、アタッチメント側をメスとする。 b) 高圧及び低圧配管は、1インチユニファイねじとし、チャック用配管及び油圧モータドレン用配管は、3/8 BSカプラとする。また、油圧モータドレン用カプラは、本体側をメス、アタッチメント側をオスとする。 |

6.4 承認図面等

契約の相手方は、契約後速やかに、GLT-CG-Z000001の箇条6によって3.4、3.5、6.1、6.2、6.3、外観図、主要諸元（カタログなどでもよい）及び標準仕様以外の明細図の承認用図面並びに3.4の塗装色見本各3部のほか、承認願書1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.5 納入書類

6.5.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材ごとに表6の書類を添付する。

表6－添付書類

| 番号 | 名称 | 数量 | 摘要 |
|----|------------------------|----|---|
| 1 | 取扱説明書 | 1 | G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 の 7.1 a), 7.2 a) 及び 7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。 |
| 2 | 整備資料（第1種） | 1 | |
| 3 | 部品表（第1種） ^{a)} | 1 | |

注^{a)} 部品表には、6.3 及び表5による部品を含む。

6.5.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表7の書類を提出する。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。

表7－提出書類

| 番号 | 名称 | 数量 | 摘要 |
|----|------------------------|----|---|
| 1 | 取扱説明書 | 1 | G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 の 7.1 a), 7.2 a) 及び 7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。 |
| 2 | 整備資料（第1種） | 1 | |
| 3 | 部品表（第1種） ^{a)} | 1 | |
| 4 | 完成品写真 | 一式 | 四方写し（前後左右） |

注^{a)} 部品表には、6.3 及び表5による部品を含む。

6.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

調達品目表

| | | | |
|---------|--------------|--------|-------------|
| 調達要求番号 | | 作成部隊名等 | 補給統制本部 施設部 |
| 調達要求年月日 | 令和 年 月 日 | 作成年月日 | 令和 6年 7月17日 |
| 仕様書番号 | GE-A380021AL | | |

1 調達品目

| 品名 | カタログ製品名 ^{a)} | |
|--------|-----------------------|---------|
| 油圧ショベル | 住友建機(株) | SH200-7 |
| | 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) | |

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

| 番号 | 項目 | 性能等 |
|-----|------------------------------------|--|
| 1 | 全高(GE-D230037の種類Cタイプに搭載時の地上面からの高さ) | 3 800 mm以下 |
| 2 | 最低地上高 | 400 mm以上 |
| 3 | ハウス後端旋回半径 | 2 900 mm以下 |
| 4 | ハウス後端下部高さ | 1 000 mm以上 |
| 5 | 全装備質量 | 24 000 kg以下 |
| 6 | 走行性能 | — |
| 6-1 | 走行速度 | 4.0 km/h以上 |
| 6-2 | 登坂能力 | 65 %以上 |
| 6-3 | 最小回転半径 | その場で旋回可能とする。 |
| 6-4 | 渡渉能力 | 0.8 m以上 |
| 6-5 | 接地圧 | 52 kPa以下 |
| 7 | 作業性能 | — |
| 7-1 | 旋回速度 | 9 min ⁻¹ 以上 |
| 7-2 | バケット呼び 容量 | 平積み 山積み |
| 7-3 | | 0.6 m ³ 以上 0.8 m ³ 以上 |
| 8 | 揺動(ローリング)性能 | 最大揺動角度は、左右10°以上とし、揺動と走行は、複合操作可能とする。 |
| 9 | 遠隔稼動機管理装置(システム) | 不要とする。 |

調達品目表(続き)

| 番号 | 項目 | 性能等 | |
|--|-----------|---|-----------------|
| | | 水平 | 横向き最大 ローリング時 |
| 10 | バックホウ作業範囲 | — | — |
| 10-1 | | 9700 mm以上 | 9900 mm以上 |
| 10-2 | | 9500 mm以上 | 9700 mm以上 |
| 10-3 | | 6200 mm以上 | 6900 mm以上 |
| 10-4 | | 8900 mm以上 | 10300 mm以上 |
| 10-5 | | 6200 mm以上 | 7500 mm以上 |
| 10-6 | | 5500 mm以上 | 5700 mm以上 |
| 11 | 機関 | 4サイクル・水冷・ディーゼル機関 | |
| 12 | 運転装置 | — | |
| 12-1 | | 運転室の取扱い容易な場所に、小銃保持具(20式対応)及び表3に規定する消火器の消火器取付具各1個を備える。 | |
| 12-2 | | 角度計 | |
| 12-3 | | 運転室内に角度計を備える。 | |
| 12-4 | | 操縦装置は、JIS A 8919によるほか、1動作でロック可能、又は操縦装置の機能を無効とする装置とする。 | |
| 13 | 電気装置 | — | |
| 13-1 | | 運転室内にエアコン(冷房能力12560kJ/h以上、暖房能力12560kJ/h以上)を備える。 | |
| 13-2 | | 照明装置 前照灯、尾灯、室内灯、計器板灯、後部反射器などを備える。 | |
| 14 | 揺動機構 | — | |
| 14-1 | | 揺動フレーム 形鋼及び鋼板溶接構造式 | |
| 14-2 | | 旋回輪 ボールベアリング式とし、旋回ベアリング内側に旋回用内歯車を備える。 | |
| 14-3 | | 揺動装置 移動ピストン形を左右各1本備える。 | |
| 15 | 走行フレーム | — | |
| 15-1 | | 形式構造 形鋼・鋼板及び箱形組立一体構造式 | |
| 15-2 | | 履帶形式 組立式トリプルグローサッシュ形(スパイクボルト付き ^{a)}) | |
| 15-3 | | 履帶幅 600 mm±10 mm | |
| 注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。 | | | |